

○福岡県観光審議会規則

昭和二十八年五月三十日

福岡県規則第四十四号

福岡県観光審議会規則を制定し、ここに公布する。

福岡県観光審議会規則

(趣旨)

第一条 附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県観光審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、この規則で定める。

(平一五規則五六・一部改正)

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事務について調査審議し、意見を具申するものとする。

- 一 観光資源の調査研究及び保存に関すること。
- 二 観光地及び観光ルートの選定並びにその開発計画に関すること。
- 三 観光地の宣伝、観光客の誘致及び接遇の研究改善に関すること。
- 四 自然公園についての重要事項に関すること。
- 五 観光事業と他の産業との連絡調整に関すること。
- 六 その他観光について、知事が必要と認めること。

(昭三八規則三二・一部改正、平一五規則五六・旧第三条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、会長及び委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、臨時委員を設けることができる。

(平一五規則五六・旧第四条繰上)

(委員)

第四条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 公募に応じた者

(平一五規則五六・旧第五条繰上・一部改正)

(任期)

第五条 委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。)の任期は、二年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、その職務達成に必要な期間とする。

4 知事は、委員又は臨時委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらを解任することができる。

一 心身に故障があるため職務の遂行に堪えない場合

二 委員又は臨時委員たるに適しない非行があると認められる場合

(平一五規則五六・旧第六条繰上・一部改正)

(会長)

第六条 会長は、知事が任命する。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(平一五規則五六・旧第七条繰上・一部改正)

(専門部会)

第七条 審議会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の命を受けて、専門事項を調査審議する。

3 専門部会の委員は、委員及び臨時委員のうちから、会長が任命する。

(平一五規則五六・旧第八条繰上)

(会議)

第八条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、審議を行い、又は議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平一五規則五六・旧第九条繰上・一部改正)

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、商工部観光局観光政策課において掌る。

(昭三八規則三二・昭五三規則一八・昭六一規則二二・平一〇規則一九・一部改正、平一五規則五六・旧第十条繰上、平二六規則一六・平二八規則四一・一部改正)

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

(平一五規則五六・旧第十一条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。
- 2 福岡県観光審議会規程(昭和二十五年福岡県告示第六百七十九号)は、廃止する。

附 則(昭和三八年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三三年規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第二二号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一九号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第五六号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一六号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第四一号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。